

動物愛護条例における責務について（北海道・札幌市・山形市・甲府市・鳥取市）

自治体	条例名	市（道）	市民（道民）	飼い主	その他
北海道	北海道動物の愛護及び管理に関する条例 H13.10.1施行	○動物愛護管理に関する施策の策定・実施 ○市町村・民間団体等との連携	○動物が命あるものであることの認識，動物の愛護 ○道が実施する施策への協力	○命あるものである動物の飼い主としての責任の自覚 ○動物の本能・習性等の理解，適正飼養，健康・安全の保持 ○人の生命・身体・財産の侵害，人への迷惑の防止	
札幌市	札幌市動物の愛護及び管理に関する条例 H28.10.1施行	○動物愛護管理に関する施策の策定 ○学習機会の提供，広報活動の充実，教育の推進，普及啓発のための人材育成に関する事業の実施 ○市民・動物取扱業者・動物関係団体との連携・協働 ○国・地方公共団体・関係団体等との連携 ○必要な財政上の措置，必要な施設等の整備	○動物飼養の有無にかかわらず，動物が命あるものであることの認識，動物の愛護 ○市が実施する施策への協力		【動物取扱業者・動物関係団体】 ○市が実施する施策への協力 ○条例の目的に則した自主的な取組実施 【動物取扱業者】 ○飼養動物の健康・安全の保持，動物福祉の向上
山形市	山形市動物の愛護及び管理に関する条例 H31.4.1施行	【基本理念】（市・市民） ○動物が命あるものであり，その命は尊いものであることの理解，動物愛護に関する意識の高揚 ○動物に対する考え方が多様であることへの理解，動物が社会において欠かすことができないものであることの認識，人と動物との調和のとれた共生社会の実現 ○動物愛護に関する施策を市民とともに実施	○人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた動物の愛護 ○市が実施する施策への協力	○飼養動物の本能・習性等の理解，命あるものに対する責任の自覚，動物の適正な飼養・保管 ○感染症についての知識，感染予防のための注意 ○飼養動物の逸走防止措置 ○終生飼養 ○周辺の環境への配慮，近隣住民の理解，人と動物とが共生することができる環境づくり ○終生飼養が困難となった場合，自らの責任で適正飼養できる者への譲渡	【飼い主になろうとする者】 ○動物の飼養に先立って動物の本能・習性等の理解 ○将来にわたる飼養環境等の考慮，終生飼養可能かを勘案した上での飼養の開始
甲府市	甲府市動物の愛護及び管理に関する条例 H31.4.1施行	○動物愛護管理に関する知識の普及啓発その他必要な施策の実施	○命あるものである動物の愛護 ○市が実施する施策への協力	○動物の生態・習性・生理の理解，健康・安全の保持，人の生命・身体・財産に対する侵害防止，周辺の生活環境の保全，責任を自覚して飼養 ○終生飼養，やむを得ず飼養が困難となった場合，自らの責任で新たな飼い主への譲渡	
鳥取市	鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例 H30.4.1施行	○動物愛護管理に関する施策の策定，市民と協力して実施	○動物の愛護 ○市が実施する施策への協力	○動物の習性・生理・生態等を理解，動物にみだりに苦痛を与えないよう飼育，人の生命・身体・財産の侵害防止，近隣に迷惑をかけないよう飼育 ○終生飼養，やむを得ず動物の飼養できなくなった場合，自らの責任で新たな飼い主への譲渡 ○繁殖防止措置	
旭川市	旭川市動物の愛護及び管理に関する条例（案）	○動物愛護管理に関する施策の策定・実施 ○市民・動物関係団体との連携・協働 ○国・北海道等との連携	○動物が命あるものであることの認識，動物の愛護 ○市が実施する施策への協力	○命あるものである動物の飼い主としての責任を十分に自覚，動物の生態・習性・生理の理解，動物の健康・安全の保持 ○人の生命・身体・財産の侵害，人への迷惑の防止 ○終生飼養，やむを得ず動物の飼養できなくなった場合，自らの責任で新たな飼い主への譲渡	